



不動産の問題まるっと解決！
おしえて底地くん

Q.使用借権（使用貸借）と借地権の違いは何ですか？

A.原則として、借地権は地代が発生している土地の貸し借りで、使用借権は地代の支払いがない土地の貸し借りです。つまりタダで土地を貸している（借りている）ような場合には使用借権となります。使用借権の場合にはあまり借主の保護がなされません。返還時期または使用収益目的の定めがない時は貸主はいつでも返還（明渡）を請求できますので、借主は貸主からの返還請求があれば原則として土地を明け渡さなければなりません。

お知らせ

2025年 宅建 合格発表！

11月26日(水)、(一財)不動産適正取引推進機構より、令和7年度(2025年度)宅地建物取引士資格試験の実施結果が発表されました。令和7年度宅建士試験は10月19日(日)に全国で実施され、受験者数は245,462人、合格者数は45,821人、合格率は18.7%でした。
当社からも多くの社員が受験し、努力の結果、複数名が合格しました。
受験された皆さま、本当にお疲れ様でした！



底地・築古収益物件・共有持分

情報お寄せください！



株式会社サンセイランディック

〒100-6921

東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング21F

TEL: 03 - 5252 - 7515 (営) FAX: 03 - 5252 - 7516

Email: Info@sansei-l.co.jp

札幌支店
〒060-0003
北海道札幌市中央区北3条西2-2-1
NX札幌ビル7F
TEL:011-261-3960 (代) / FAX:011-261-3955

仙台支店
〒984-0051
宮城県仙台市若林区新寺一丁目2-26
小田急仙台東口ビル8F
TEL:022-742-2411 (代) / FAX:022-742-2412

名古屋支店
〒460-0002
愛知県名古屋市中区丸の内3-20-17
KDX桜通ビル10F
TEL:052-955-6380 (代) / FAX:052-955-6389

京都支店
〒600-8008
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
京都三井ビルディング6F
TEL:075-241-0188 (代) / FAX:075-241-0199

関西支店
〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜3-5-29
日本生命淀屋橋ビル12F
TEL:06-4706-0040(代) / FAX:06-4706-0045

福岡支店
〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神1-13-21
天神商栄ビル5F
TEL:092-718-0212(代) / FAX:092-718-0213

